

(その1)

収支報告書 (令和 2 年分)

(ふりがな)

(じゅうみんしゅとうちばけんちばしみはまくだいいちしぶ)

- 1 政治団体の名称 自由民主党千葉県千葉市美浜区第一支部
- 2 主たる事務所の所在地 千葉市美浜区高洲1-9-7-2
- 3 代表者の氏名 臼井 正一
- 4 会計責任者の氏名 櫻木 英一郎

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> 政党
<input type="checkbox"/> その他の政治団体 (後援会等)	<input type="checkbox"/> 政治資金団体
<input type="checkbox"/> その他の政治団 体の支部	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体

活動区域の区分
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等
<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

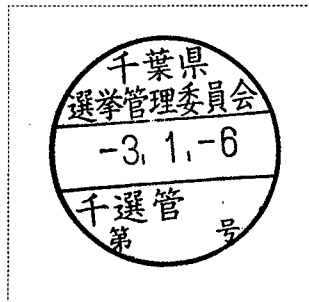
問合せ先

(担当者) 臼井 千鶴子

(電話) 043-244-1112

資金管理団体の指定の有無
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類 (現職 ・ 候補者等)
資金管理団体 の届出をした 者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者 の氏名
公職の種類 (現職 ・ 候補者等)



(※) 資金管理団体の指定の期間
令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

164050

定	因	郵	資	国	全	額	N
解	後	窓	N	N	県	N	過

F1	F2	F3	F4	F5	F6
1		1/6	1		

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）は提出しなければならない。

1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
(1) 収 入 総 額 (①+②)	20	438	361	
① (前年からの繰越額)	9	647	134	
② (本年の収入額 = $A+B+C+D+E+F+G$)	10	791	227	
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額)	6	502	388	
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1) - (2))	13	935	973	

2、収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費				
	十億	百万	千	円
金 額 A				0
員 数				0

(2) 寄 附					
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額				備 考
	十億	百万	千	円	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附		2	661	000	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[うち 特 定 寄 附]				0	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附		5	360	000	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附			4	000	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)		8	025	000	(ア)～(ウ)の小計を記載すること。
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]				0	内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政 党 匿 名 寄 附				0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 B (ア + イ)		8	025	000	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入							
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円			
自由民主党千葉県第一選挙区支部			200	000	02・01・17	千葉市中央区中央4-13-31	
自由民主党千葉県第一選挙区支部			150	000	02・10・05	千葉市中央区中央4-13-31	
自由民主党千葉県支部連合会		1	160	000	02・09・02	千葉市中央区市場町2-13	
自由民主党千葉県支部連合会			300	000	02・12・22	千葉市中央区市場町2-13	
自由民主党千葉市連合支部			500	000	02・12・23	千葉市中央区市場町2-13	
こ の 頁 の 小 計			2	310	000		
合 計			2	310	000		F

(その6)

(6) その他の収入						
摘 要	金 額				収 入 年 月 日	備 考
	十億	百万	千	円		
こ の 頁 の 小 計						
1 件 10 万 円 未 満 の も の						1,227
合 計				G		1,227

注意. 預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
 ただし、1件10万円未満の収入については、「1件10万円未満のもの」欄に合算して記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
五十嵐 友厚			240	000		千葉県美浜区高洲2-8-5-302	会社員	
(内訳)			20	000	02・01・25			
			20	000	02・02・27			
			20	000	02・03・30			
			20	000	02・04・18			
			20	000	02・05・09			
			20	000	02・06・17			
			20	000	02・07・15			
			20	000	02・08・12			
			20	000	02・09・15			
			20	000	02・10・21			
			20	000	02・11・17			
			20	000	02・12・14			
伊藤 徳久			160	000	02・01・24	千葉市中央区稲荷町2-5-12	法人役員	
佐藤 智子			40	000	02・02・26	千葉県美浜区幸町2-13-10-301	会社役員	
この頁の小計			440	000				
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分	個人			
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
山崎 光利			60,000			野田市船形1932	会社員	
(内訳)			5,000	02・01・23				
			5,000	02・02・25				
			5,000	02・03・24				
			5,000	02・04・23				
			5,000	02・05・22				
			5,000	02・06・24				
			5,000	02・07・21				
			5,000	02・08・24				
			5,000	02・09・23				
			5,000	02・10・23				
			5,000	02・11・24				
			5,000	02・12・22				
中野 恵美子			24,000	02・03・25		白井市南山1-1-2-801	会社役員	
和気 北斗			30,000	02・11・16		千葉市稲毛区萩台町696-128	法人役員	
この頁の小計			114,000					
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
岩沼 忠伺			60	000		千葉市中央区中央3-17-1-1901	会社役員	
(内訳)			5	000	02・01・24			
			5	000	02・02・25			
			5	000	02・03・25			
			5	000	02・04・24			
			5	000	02・05・25			
			5	000	02・06・26			
			5	000	02・07・22			
			5	000	02・08・25			
			5	000	02・09・25			
			5	000	02・10・23			
			5	000	02・11・25			
			5	000	02・12・24			
この頁の小計			60	000				
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千 円				
臼井 久美子			36,000		千葉市花見川区検見川町 3-315-17	無職	
(内訳)			3,000	02・01・28			
			3,000	02・03・02			
			3,000	02・03・31			
			3,000	02・04・28			
			3,000	02・05・28			
			3,000	02・06・30			
			3,000	02・07・30			
			3,000	02・08・28			
			3,000	02・10・01			
			3,000	02・10・28			
			3,000	02・12・01			
			3,000	02・12・29			
この頁の小計			36,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分	個人			
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
大野 陽子			60	000		千葉県花見川区幕張本郷3-11-1-101	会社役員	
(内訳)			5	000	02・01・28			
			5	000	02・03・02			
			5	000	02・03・31			
			5	000	02・04・28			
			5	000	02・05・28			
			5	000	02・06・30			
			5	000	02・07・30			
			5	000	02・08・28			
			5	000	02・10・01			
			5	000	02・10・28			
			5	000	02・12・01			
			5	000	02・12・29			
この頁の小計			60	000				
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
砂川 稔			60	000		習志野市谷津2-3-1	歯科医師	
(内訳)			5	000	02・01・28			
			5	000	02・03・02			
			5	000	02・03・31			
			5	000	02・04・28			
			5	000	02・05・28			
			5	000	02・06・30			
			5	000	02・07・30			
			5	000	02・08・28			
			5	000	02・10・01			
			5	000	02・10・28			
			5	000	02・12・01			
			5	000	02・12・29			
この頁の小計			60	000				
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千 円				
山崎 和夫			60,000		千葉県美浜区真砂3-13-6-408	会社役員	
(内訳)			5,000	02・01・28			
			5,000	02・03・02			
			5,000	02・03・31			
			5,000	02・04・28			
			5,000	02・05・28			
			5,000	02・06・30			
			5,000	02・07・30			
			5,000	02・08・28			
			5,000	02・10・01			
			5,000	02・10・28			
			5,000	02・12・01			
			5,000	02・12・29			
この頁の小計			60,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
渡辺 人支			60	000		千葉県美浜区高浜3-5-30-504	行政書士	
(内訳)			5	000	02・01・28			
			5	000	02・03・02			
			5	000	02・03・31			
			5	000	02・04・28			
			5	000	02・05・28			
			5	000	02・06・30			
			5	000	02・07・30			
			5	000	02・08・28			
			5	000	02・10・01			
			5	000	02・10・28			
			5	000	02・12・01			
			5	000	02・12・29			
この頁の小計			60	000				
その他の寄附								
合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
植草 敏雄			60	000		浦安市美浜3-21-11	会社役員	
(内訳)			5	000	02・01・28			
			5	000	02・03・02			
			5	000	02・03・31			
			5	000	02・04・28			
			5	000	02・05・28			
			5	000	02・06・30			
			5	000	02・07・30			
			5	000	02・08・28			
			5	000	02・10・01			
			5	000	02・10・28			
			5	000	02・12・01			
			5	000	02・12・29			
この頁の小計			60	000				
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
石橋 敬義			60,000		千葉県稲毛区園生町802	会社役員	
(内訳)			5,000	02・01・28			
			5,000	02・03・02			
			5,000	02・03・31			
			5,000	02・04・28			
			5,000	02・05・28			
			5,000	02・06・30			
			5,000	02・07・30			
			5,000	02・08・28			
			5,000	02・10・01			
			5,000	02・10・28			
			5,000	02・12・01			
			5,000	02・12・29			
この頁の小計			60,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
土谷 孝道 /			60	000 /		千葉市中央区長洲1-25-1-40 /	税理士	
(内訳)			5	000	02・01・28			
			5	000	02・03・02			
			5	000	02・03・31			
			5	000	02・04・28			
			5	000	02・05・28			
			5	000	02・06・30			
			5	000	02・07・30			
			5	000	02・08・28			
			5	000	02・10・01			
			5	000	02・10・28			
			5	000	02・12・01			
			5	000	02・12・29			
この頁の小計			60	000 /				
その他の寄附								
合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分	個人			
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
三ヶ尻 新一			60,000			千葉市中央区仁戸名町637-11	会社員	
(内訳)			5,000		02・01・28			
			5,000		02・03・02			
			5,000		02・03・31			
			5,000		02・04・28			
			5,000		02・05・28			
			5,000		02・06・30			
			5,000		02・07・30			
			5,000		02・08・28			
			5,000		02・10・01			
			5,000		02・10・28			
			5,000		02・12・01			
			5,000		02・12・29			
この頁の小計			60,000					
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
川島 治代			60,000		千葉市中央区鶴沢町22-7	会社役員	
(内訳)			5,000	02・01・28			
			5,000	02・03・02			
			5,000	02・03・31			
			5,000	02・04・28			
			5,000	02・05・28			
			5,000	02・06・30			
			5,000	02・07・30			
			5,000	02・08・28			
			5,000	02・10・01			
			5,000	02・10・28			
			5,000	02・12・01			
			5,000	02・12・29			
この頁の小計			60,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
堀口 路加			60,000		印旛郡酒々井町東酒々井1-1-112	法人役員	
(内訳)			5,000	02・01・28			
			5,000	02・03・02			
			5,000	02・03・31			
			5,000	02・04・28			
			5,000	02・05・28			
			5,000	02・06・30			
			5,000	02・07・30			
			5,000	02・08・28			
			5,000	02・10・01			
			5,000	02・10・28			
			5,000	02・12・01			
			5,000	02・12・29			
この頁の小計			60,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千 円				
大和久 雅史			120,000		千葉市美浜区磯辺1-40-7	会社役員	
(内訳)			10,000	02・01・28			
			10,000	02・03・02			
			10,000	02・03・31			
			10,000	02・04・28			
			10,000	02・05・28			
			10,000	02・06・30			
			10,000	02・07・30			
			10,000	02・08・28			
			10,000	02・10・01			
			10,000	02・10・28			
			10,000	02・12・01			
			10,000	02・12・29			
この頁の小計			120,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分	個人			
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
三輪浦 初江			120,000			千葉市花見川区南花園1-36-11	会社役員	
(内訳)			10,000	02・01・28				
			10,000	02・03・02				
			10,000	02・03・31				
			10,000	02・04・28				
			10,000	02・05・28				
			10,000	02・06・30				
			10,000	02・07・30				
			10,000	02・08・28				
			10,000	02・10・01				
			10,000	02・10・28				
			10,000	02・12・01				
			10,000	02・12・29				
この頁の小計			120,000					
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
大野 淳史			120,000		千葉市花見川区幕張本郷1-13-1-1402	会社役員	
(内訳)			10,000	02・01・28			
			10,000	02・03・02			
			10,000	02・03・31			
			10,000	02・04・28			
			10,000	02・05・28			
			10,000	02・06・30			
			10,000	02・07・30			
			10,000	02・08・28			
			10,000	02・10・01			
			10,000	02・10・28			
			10,000	02・12・01			
			10,000	02・12・29			
この頁の小計			120,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分	個人			
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
上原 大幸			120,000			東京都杉並区西荻南2-9-7	会社役員	
(内訳)			10,000	02・01・28				
			10,000	02・03・02				
			10,000	02・03・31				
			10,000	02・04・28				
			10,000	02・05・28				
			10,000	02・06・30				
			10,000	02・07・30				
			10,000	02・08・28				
			10,000	02・10・01				
			10,000	02・10・28				
			10,000	02・12・01				
			10,000	02・12・29				
この頁の小計			120,000					
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分	個人			
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
中村 陽子			120,000			千葉市中央区弁天2-11-16	無職	
(内訳)			10,000		02・01・28			
			10,000		02・03・02			
			10,000		02・03・31			
			10,000		02・04・28			
			10,000		02・05・28			
			10,000		02・06・30			
			10,000		02・07・30			
			10,000		02・08・28			
			10,000		02・10・01			
			10,000		02・10・28			
			10,000		02・12・01			
			10,000		02・12・29			
この頁の小計			120,000					
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
長澤 秀俊			120,000			千葉市中央区末広3-6-13	会社役員	
(内訳)			10,000		02・01・28			
			10,000		02・03・02			
			10,000		02・03・31			
			10,000		02・04・28			
			10,000		02・05・28			
			10,000		02・06・30			
			10,000		02・07・30			
			10,000		02・08・28			
			10,000		02・10・01			
			10,000		02・10・28			
			10,000		02・12・01			
			10,000		02・12・29			
この頁の小計			120,000					
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
小高 志年司			120	000		いすみ市大原8200-3	会社役員	
(内訳)			10	000	02・01・28			
			10	000	02・03・02			
			10	000	02・03・31			
			10	000	02・04・28			
			10	000	02・05・28			
			10	000	02・06・30			
			10	000	02・07・30			
			10	000	02・08・28			
			10	000	02・10・01			
			10	000	02・10・28			
			10	000	02・12・01			
			10	000	02・12・29			
この頁の小計			120	000				
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
児玉 重夫			240,000			千葉市中央区弁天4-7-23	法人役員	
(内訳)			20,000		02・01・28			
			20,000		02・03・02			
			20,000		02・03・31			
			20,000		02・04・28			
			20,000		02・05・28			
			20,000		02・06・30			
			20,000		02・07・30			
			20,000		02・08・28			
			20,000		02・10・01			
			20,000		02・10・28			
			20,000		02・12・01			
			20,000		02・12・29			
この頁の小計			240,000					
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
武田 祐介			190,000		千葉市中央区中央4-13-31-401	弁護士	
(内訳)			10,000	02・01・28			
			20,000	02・03・02			
			20,000	02・03・31			
			20,000	02・04・28			
			20,000	02・05・28			
			20,000	02・06・30			
			20,000	02・07・30			
			20,000	02・08・28			
			20,000	02・10・01			
			20,000	02・10・28			
大塚 明子			20,000		千葉市美浜区稲毛海岸1-2-3-302		
(内訳)			10,000	02・01・28			
			10,000	02・03・02			
この頁の小計			210,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
露元 京子			60,000		千葉市中央区富士見2-15-2	会社役員	
(内訳)			50,000	02・08・27			
			5,000	02・12・01			
			5,000	02・12・29			
この頁の小計			60,000				
その他の寄附			61,000				→ ※ 下記注意(1)参照。
合計			2,661,000				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
 (3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。
 (4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千	円				
信和産業株式会社			10,000		02・01・27	八千代市吉橋1077-14	村野 友信	
信和産業株式会社			10,000		02・02・25	八千代市吉橋1077-14	村野 友信	
信和産業株式会社			10,000		02・03・25	八千代市吉橋1077-14	村野 友信	
信和産業株式会社			10,000		02・04・27	八千代市吉橋1077-14	村野 友信	
信和産業株式会社			10,000		02・05・25	八千代市吉橋1077-14	村野 友信	
信和産業株式会社			10,000		02・06・25	八千代市吉橋1077-14	村野 友信	
信和産業株式会社			10,000		02・07・27	八千代市吉橋1077-14	村野 友信	
信和産業株式会社			10,000		02・08・25	八千代市吉橋1077-14	村野 友信	
信和産業株式会社			10,000		02・09・25	八千代市吉橋1077-14	村野 友信	
信和産業株式会社			10,000		02・10・26	八千代市吉橋1077-14	村野 友信	
信和産業株式会社			10,000		02・11・25	八千代市吉橋1077-14	村野 友信	
信和産業株式会社			10,000		02・12・25	八千代市吉橋1077-14	村野 友信	
医療法人社団三水会			300,000		02・07・06	千葉市稲毛区園生町166-1	寺門 淳	
株式会社大崎コンピュータエンジニアリング			120,000		02・07・31	東京都品川区大崎1-11-2 2F	武田 健三	
リハビリテーションクリエイターズ株式会社			100,000		02・08・03	神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷1-23-4	神山 光	
この頁の小計			640,000					
その他の寄附								→ ※ 下記注意(2)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千 円				
千葉県ビルメンテナンス協同組合			10,000	02・01・24	千葉市美浜区中瀬2-1(株)幕張メッセ内	小名木 敬一	
千葉県ビルメンテナンス協同組合			10,000	02・02・25	千葉市美浜区中瀬2-1(株)幕張メッセ内	小名木 敬一	
千葉県ビルメンテナンス協同組合			10,000	02・03・25	千葉市美浜区中瀬2-1(株)幕張メッセ内	小名木 敬一	
千葉県ビルメンテナンス協同組合			10,000	02・04・24	千葉市美浜区中瀬2-1(株)幕張メッセ内	小名木 敬一	
千葉県ビルメンテナンス協同組合			10,000	02・05・25	千葉市美浜区中瀬2-1(株)幕張メッセ内	小名木 敬一	
千葉県ビルメンテナンス協同組合			10,000	02・06・25	千葉市美浜区中瀬2-1(株)幕張メッセ内	小名木 敬一	
千葉県ビルメンテナンス協同組合			10,000	02・07・22	千葉市美浜区中瀬2-1(株)幕張メッセ内	小名木 敬一	
千葉県ビルメンテナンス協同組合			10,000	02・08・25	千葉市美浜区中瀬2-1(株)幕張メッセ内	小名木 敬一	
千葉県ビルメンテナンス協同組合			10,000	02・09・25	千葉市美浜区中瀬2-1(株)幕張メッセ内	小名木 敬一	
千葉県ビルメンテナンス協同組合			10,000	02・10・23	千葉市美浜区中瀬2-1(株)幕張メッセ内	小名木 敬一	
千葉県ビルメンテナンス協同組合			10,000	02・11・25	千葉市美浜区中瀬2-1(株)幕張メッセ内	小名木 敬一	
千葉県ビルメンテナンス協同組合			10,000	02・12・25	千葉市美浜区中瀬2-1(株)幕張メッセ内	小名木 敬一	
鵜沢建設株式会社			60,000	02・03・31	千葉市若葉区千城台西1-38-1	鵜澤 朋生	
鵜沢建設株式会社			60,000	02・10・30	千葉市若葉区千城台西1-38-1	鵜澤 朋生	
東亜電業株式会社			120,000	02・04・30	四街道市大日2056-2	山下 良英	
この頁の小計			360,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千 円				
株式会社くるまのイチハラ			10,000	02・06・30	市原市岩野見812-1	小野 文裕	
株式会社くるまのイチハラ			10,000	02・07・30	市原市岩野見812-1	小野 文裕	
株式会社くるまのイチハラ			10,000	02・08・28	市原市岩野見812-1	小野 文裕	
株式会社くるまのイチハラ			10,000	02・10・01	市原市岩野見812-1	小野 文裕	
株式会社くるまのイチハラ			10,000	02・10・28	市原市岩野見812-1	小野 文裕	
株式会社くるまのイチハラ			10,000	02・12・01	市原市岩野見812-1	小野 文裕	
株式会社くるまのイチハラ			10,000	02・12・29	市原市岩野見812-1	小野 文裕	
北総電気産業株式会社			10,000	02・01・28	船橋市本郷720	萩原 光正	
北総電気産業株式会社			10,000	02・03・02	船橋市本郷720	萩原 光正	
北総電気産業株式会社			10,000	02・03・31	船橋市本郷720	萩原 光正	
北総電気産業株式会社			10,000	02・04・28	船橋市本郷720	萩原 光正	
北総電気産業株式会社			10,000	02・05・28	船橋市本郷720	萩原 光正	
北総電気産業株式会社			10,000	02・06・30	船橋市本郷720	萩原 光正	
北総電気産業株式会社			10,000	02・07・30	船橋市本郷720	萩原 光正	
宗教法人検見川神社			50,000	02・11・02	千葉市花見川区検見川町1-1	宮間 尊士	
この頁の小計			190,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
シーアンドエー株式会社			5,000	02・01・28	千葉県若葉区太田町133-1	小名木 敬一	
シーアンドエー株式会社			5,000	02・03・02	千葉県若葉区太田町133-1	小名木 敬一	
シーアンドエー株式会社			5,000	02・03・31	千葉県若葉区太田町133-1	小名木 敬一	
シーアンドエー株式会社			5,000	02・04・28	千葉県若葉区太田町133-1	小名木 敬一	
シーアンドエー株式会社			5,000	02・05・28	千葉県若葉区太田町133-1	小名木 敬一	
シーアンドエー株式会社			5,000	02・06・30	千葉県若葉区太田町133-1	小名木 敬一	
シーアンドエー株式会社			5,000	02・07・30	千葉県若葉区太田町133-1	小名木 敬一	
シーアンドエー株式会社			5,000	02・08・28	千葉県若葉区太田町133-1	小名木 敬一	
シーアンドエー株式会社			5,000	02・10・01	千葉県若葉区太田町133-1	小名木 敬一	
シーアンドエー株式会社			5,000	02・10・28	千葉県若葉区太田町133-1	小名木 敬一	
シーアンドエー株式会社			5,000	02・12・01	千葉県若葉区太田町133-1	小名木 敬一	
シーアンドエー株式会社			5,000	02・12・29	千葉県若葉区太田町133-1	小名木 敬一	
宗教法人稲毛浅間神社			100,000	02・06・15	千葉県稲毛区稲毛1-15-10	宮間 孝夫	
宗教法人稲毛浅間神社			100,000	02・12・02	千葉県稲毛区稲毛1-15-10	宮間 孝夫	
税理士法人井桁会計事務所			50,000	02・12・11	千葉市中央区本町3-2-5-601	井桁 和夫	
この頁の小計			310,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
株式会社全国ビジネス各種学校協会			5,000	02・01・28	千葉市中央区弁天1-2-10	芦原 尚	
株式会社全国ビジネス各種学校協会			5,000	02・03・02	千葉市中央区弁天1-2-10	芦原 尚	
株式会社全国ビジネス各種学校協会			5,000	02・03・31	千葉市中央区弁天1-2-10	芦原 尚	
株式会社全国ビジネス各種学校協会			5,000	02・04・28	千葉市中央区弁天1-2-10	芦原 尚	
株式会社全国ビジネス各種学校協会			5,000	02・05・28	千葉市中央区弁天1-2-10	芦原 尚	
株式会社全国ビジネス各種学校協会			5,000	02・06・30	千葉市中央区弁天1-2-10	芦原 尚	
株式会社全国ビジネス各種学校協会			5,000	02・07・30	千葉市中央区弁天1-2-10	芦原 尚	
株式会社全国ビジネス各種学校協会			5,000	02・08・28	千葉市中央区弁天1-2-10	芦原 尚	
株式会社全国ビジネス各種学校協会			5,000	02・10・01	千葉市中央区弁天1-2-10	芦原 尚	
株式会社全国ビジネス各種学校協会			5,000	02・10・28	千葉市中央区弁天1-2-10	芦原 尚	
株式会社全国ビジネス各種学校協会			5,000	02・12・01	千葉市中央区弁天1-2-10	芦原 尚	
株式会社全国ビジネス各種学校協会			5,000	02・12・29	千葉市中央区弁天1-2-10	芦原 尚	
この頁の小計			60,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
東原産業株式会社			5,000	02・01・28	千葉市中央区出洲港15-27	塙 良太郎	
東原産業株式会社			5,000	02・03・02	千葉市中央区出洲港15-27	塙 良太郎	
東原産業株式会社			5,000	02・03・31	千葉市中央区出洲港15-27	塙 良太郎	
東原産業株式会社			5,000	02・04・28	千葉市中央区出洲港15-27	塙 良太郎	
東原産業株式会社			5,000	02・05・28	千葉市中央区出洲港15-27	塙 良太郎	
東原産業株式会社			5,000	02・06・30	千葉市中央区出洲港15-27	塙 良太郎	
東原産業株式会社			5,000	02・07・30	千葉市中央区出洲港15-27	塙 良太郎	
東原産業株式会社			5,000	02・08・28	千葉市中央区出洲港15-27	塙 良太郎	
東原産業株式会社			5,000	02・10・01	千葉市中央区出洲港15-27	塙 良太郎	
東原産業株式会社			5,000	02・10・28	千葉市中央区出洲港15-27	塙 良太郎	
東原産業株式会社			5,000	02・12・01	千葉市中央区出洲港15-27	塙 良太郎	
東原産業株式会社			5,000	02・12・29	千葉市中央区出洲港15-27	塙 良太郎	
この頁の小計			60,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
池田建設工業株式会社			10,000	02・01・28	千葉県美浜区真砂5-19-3	池田 潔	
池田建設工業株式会社			10,000	02・03・02	千葉県美浜区真砂5-19-3	池田 潔	
池田建設工業株式会社			10,000	02・03・31	千葉県美浜区真砂5-19-3	池田 潔	
池田建設工業株式会社			10,000	02・04・28	千葉県美浜区真砂5-19-3	池田 潔	
池田建設工業株式会社			10,000	02・05・28	千葉県美浜区真砂5-19-3	池田 潔	
池田建設工業株式会社			10,000	02・06・30	千葉県美浜区真砂5-19-3	池田 潔	
池田建設工業株式会社			10,000	02・07・30	千葉県美浜区真砂5-19-3	池田 潔	
池田建設工業株式会社			10,000	02・08・28	千葉県美浜区真砂5-19-3	池田 潔	
池田建設工業株式会社			10,000	02・10・01	千葉県美浜区真砂5-19-3	池田 潔	
池田建設工業株式会社			10,000	02・10・28	千葉県美浜区真砂5-19-3	池田 潔	
池田建設工業株式会社			10,000	02・12・01	千葉県美浜区真砂5-19-3	池田 潔	
池田建設工業株式会社			10,000	02・12・29	千葉県美浜区真砂5-19-3	池田 潔	
この頁の小計			120,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千 円				
古谷乳業株式会社			10,000	02・01・28	千葉市中央区中央港7-1	古谷 裕彦	
古谷乳業株式会社			10,000	02・03・02	千葉市中央区中央港7-1	古谷 裕彦	
古谷乳業株式会社			10,000	02・03・31	千葉市中央区中央港7-1	古谷 裕彦	
古谷乳業株式会社			10,000	02・04・28	千葉市中央区中央港7-1	古谷 裕彦	
古谷乳業株式会社			10,000	02・05・28	千葉市中央区中央港7-1	古谷 裕彦	
古谷乳業株式会社			10,000	02・06・30	千葉市中央区中央港7-1	古谷 裕彦	
古谷乳業株式会社			10,000	02・07・30	千葉市中央区中央港7-1	古谷 裕彦	
古谷乳業株式会社			10,000	02・08・28	千葉市中央区中央港7-1	古谷 裕彦	
古谷乳業株式会社			10,000	02・10・01	千葉市中央区中央港7-1	古谷 裕彦	
古谷乳業株式会社			10,000	02・10・28	千葉市中央区中央港7-1	古谷 裕彦	
古谷乳業株式会社			10,000	02・12・01	千葉市中央区中央港7-1	古谷 裕彦	
古谷乳業株式会社			10,000	02・12・29	千葉市中央区中央港7-1	古谷 裕彦	
この頁の小計			120,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
株式会社色設計			10,000	02・01・28	千葉県若葉区西都賀3-1-8 5F	兵頭 浩二	
株式会社色設計			10,000	02・03・02	千葉県若葉区西都賀3-1-8 5F	兵頭 浩二	
株式会社色設計			10,000	02・03・31	千葉県若葉区西都賀3-1-8 5F	兵頭 浩二	
株式会社色設計			10,000	02・04・28	千葉県若葉区西都賀3-1-8 5F	兵頭 浩二	
株式会社色設計			10,000	02・05・28	千葉県若葉区西都賀3-1-8 5F	兵頭 浩二	
株式会社色設計			10,000	02・06・30	千葉県若葉区西都賀3-1-8 5F	兵頭 浩二	
株式会社色設計			10,000	02・07・30	千葉県若葉区西都賀3-1-8 5F	兵頭 浩二	
株式会社色設計			10,000	02・08・28	千葉県若葉区西都賀3-1-8 5F	兵頭 浩二	
株式会社色設計			10,000	02・10・01	千葉県若葉区西都賀3-1-8 5F	兵頭 浩二	
株式会社色設計			10,000	02・10・28	千葉県若葉区西都賀3-1-8 5F	兵頭 浩二	
株式会社色設計			10,000	02・12・01	千葉県若葉区西都賀3-1-8 5F	兵頭 浩二	
株式会社色設計			10,000	02・12・29	千葉県若葉区西都賀3-1-8 5F	兵頭 浩二	
この頁の小計			120,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
株式会社川島屋			10,000	02・01・28	千葉県美浜区幸町2-24-1	川島 隆弘	
株式会社川島屋			10,000	02・03・02	千葉県美浜区幸町2-24-1	川島 隆弘	
株式会社川島屋			10,000	02・03・31	千葉県美浜区幸町2-24-1	川島 隆弘	
株式会社川島屋			10,000	02・04・28	千葉県美浜区幸町2-24-1	川島 隆弘	
株式会社川島屋			10,000	02・05・28	千葉県美浜区幸町2-24-1	川島 隆弘	
株式会社川島屋			10,000	02・06・30	千葉県美浜区幸町2-24-1	川島 隆弘	
株式会社川島屋			10,000	02・07・30	千葉県美浜区幸町2-24-1	川島 隆弘	
株式会社川島屋			10,000	02・08・28	千葉県美浜区幸町2-24-1	川島 隆弘	
株式会社川島屋			10,000	02・10・01	千葉県美浜区幸町2-24-1	川島 隆弘	
株式会社川島屋			10,000	02・10・28	千葉県美浜区幸町2-24-1	川島 隆弘	
株式会社川島屋			10,000	02・12・01	千葉県美浜区幸町2-24-1	川島 隆弘	
株式会社川島屋			10,000	02・12・29	千葉県美浜区幸町2-24-1	川島 隆弘	
この頁の小計			120,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体		
団体の名称	金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千	円				
行政書士法人畠山事務所			10,000		02・01・28	千葉市若葉区千城台西1-34-10	畠山 明則	
行政書士法人畠山事務所			10,000		02・03・02	千葉市若葉区千城台西1-34-10	畠山 明則	
行政書士法人畠山事務所			10,000		02・03・31	千葉市若葉区千城台西1-34-10	畠山 明則	
行政書士法人畠山事務所			10,000		02・04・28	千葉市若葉区千城台西1-34-10	畠山 明則	
行政書士法人畠山事務所			10,000		02・05・28	千葉市若葉区千城台西1-34-10	畠山 明則	
行政書士法人畠山事務所			10,000		02・06・30	千葉市若葉区千城台西1-34-10	畠山 明則	
行政書士法人畠山事務所			10,000		02・07・30	千葉市若葉区千城台西1-34-10	畠山 明則	
行政書士法人畠山事務所			10,000		02・08・28	千葉市若葉区千城台西1-34-10	畠山 明則	
行政書士法人畠山事務所			10,000		02・10・01	千葉市若葉区千城台西1-34-10	畠山 明則	
行政書士法人畠山事務所			10,000		02・10・28	千葉市若葉区千城台西1-34-10	畠山 明則	
行政書士法人畠山事務所			10,000		02・12・01	千葉市若葉区千城台西1-34-10	畠山 明則	
行政書士法人畠山事務所			10,000		02・12・29	千葉市若葉区千城台西1-34-10	畠山 明則	
この頁の小計			120,000					
その他の寄附								→ ※ 下記注意(2)参照。
合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千 円				
ノザキ建工株式会社			10,000	02・01・28	千葉県美浜区新港223-3	木村 仁彦	
ノザキ建工株式会社			10,000	02・03・02	千葉県美浜区新港223-3	木村 仁彦	
ノザキ建工株式会社			10,000	02・03・31	千葉県美浜区新港223-3	木村 仁彦	
ノザキ建工株式会社			10,000	02・04・28	千葉県美浜区新港223-3	木村 仁彦	
ノザキ建工株式会社			10,000	02・05・28	千葉県美浜区新港223-3	木村 仁彦	
ノザキ建工株式会社			10,000	02・06・30	千葉県美浜区新港223-3	木村 仁彦	
ノザキ建工株式会社			10,000	02・07・30	千葉県美浜区新港223-3	木村 仁彦	
ノザキ建工株式会社			10,000	02・08・28	千葉県美浜区新港223-3	木村 仁彦	
ノザキ建工株式会社			10,000	02・10・01	千葉県美浜区新港223-3	木村 仁彦	
ノザキ建工株式会社			10,000	02・10・28	千葉県美浜区新港223-3	木村 仁彦	
ノザキ建工株式会社			10,000	02・12・01	千葉県美浜区新港223-3	木村 仁彦	
ノザキ建工株式会社			10,000	02・12・29	千葉県美浜区新港223-3	木村 仁彦	
この頁の小計			120,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
株式会社帝国ビルテックシステム			10,000	02・01・28	千葉市中央区長洲1-23-4 5F	木村 広正	
株式会社帝国ビルテックシステム			10,000	02・03・02	千葉市中央区長洲1-23-4 5F	木村 広正	
株式会社帝国ビルテックシステム			10,000	02・03・31	千葉市中央区長洲1-23-4 5F	木村 広正	
株式会社帝国ビルテックシステム			10,000	02・04・28	千葉市中央区長洲1-23-4 5F	木村 広正	
株式会社帝国ビルテックシステム			10,000	02・05・28	千葉市中央区長洲1-23-4 5F	木村 広正	
株式会社帝国ビルテックシステム			10,000	02・06・30	千葉市中央区長洲1-23-4 5F	木村 広正	
株式会社帝国ビルテックシステム			10,000	02・07・30	千葉市中央区長洲1-23-4 5F	木村 広正	
株式会社帝国ビルテックシステム			10,000	02・08・28	千葉市中央区長洲1-23-4 5F	木村 広正	
株式会社帝国ビルテックシステム			10,000	02・10・01	千葉市中央区長洲1-23-4 5F	木村 広正	
株式会社帝国ビルテックシステム			10,000	02・10・28	千葉市中央区長洲1-23-4 5F	木村 広正	
株式会社帝国ビルテックシステム			10,000	02・12・01	千葉市中央区長洲1-23-4 5F	木村 広正	
株式会社帝国ビルテックシステム			10,000	02・12・29	千葉市中央区長洲1-23-4 5F	木村 広正	
この頁の小計			120,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千 円				
医療法人社団樹徳会			10,000	02・01・28	千葉県美浜区真砂4-1-10	草村 里佳	
医療法人社団樹徳会			10,000	02・03・02	千葉県美浜区真砂4-1-10	草村 里佳	
医療法人社団樹徳会			10,000	02・03・31	千葉県美浜区真砂4-1-10	草村 里佳	
医療法人社団樹徳会			10,000	02・04・28	千葉県美浜区真砂4-1-10	草村 里佳	
医療法人社団樹徳会			10,000	02・05・28	千葉県美浜区真砂4-1-10	草村 里佳	
医療法人社団樹徳会			10,000	02・06・30	千葉県美浜区真砂4-1-10	草村 里佳	
医療法人社団樹徳会			10,000	02・07・30	千葉県美浜区真砂4-1-10	草村 里佳	
医療法人社団樹徳会			10,000	02・08・28	千葉県美浜区真砂4-1-10	草村 里佳	
医療法人社団樹徳会			10,000	02・10・01	千葉県美浜区真砂4-1-10	草村 里佳	
医療法人社団樹徳会			10,000	02・10・28	千葉県美浜区真砂4-1-10	草村 里佳	
医療法人社団樹徳会			10,000	02・12・01	千葉県美浜区真砂4-1-10	草村 里佳	
医療法人社団樹徳会			10,000	02・12・29	千葉県美浜区真砂4-1-10	草村 里佳	
この頁の小計			120,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
株式会社アズガーデン			10,000	02・01・28	千葉県美浜区磯辺4-1-1	本田 嘉郎	
株式会社アズガーデン			10,000	02・03・02	千葉県美浜区磯辺4-1-1	本田 嘉郎	
株式会社アズガーデン			10,000	02・03・31	千葉県美浜区磯辺4-1-1	本田 嘉郎	
株式会社アズガーデン			10,000	02・04・28	千葉県美浜区磯辺4-1-1	本田 嘉郎	
株式会社アズガーデン			10,000	02・05・28	千葉県美浜区磯辺4-1-1	本田 嘉郎	
株式会社アズガーデン			10,000	02・06・30	千葉県美浜区磯辺4-1-1	本田 嘉郎	
株式会社アズガーデン			10,000	02・07・30	千葉県美浜区磯辺4-1-1	本田 嘉郎	
株式会社アズガーデン			10,000	02・08・28	千葉県美浜区磯辺4-1-1	本田 嘉郎	
株式会社アズガーデン			10,000	02・10・01	千葉県美浜区磯辺4-1-1	本田 嘉郎	
株式会社アズガーデン			10,000	02・10・28	千葉県美浜区磯辺4-1-1	本田 嘉郎	
株式会社アズガーデン			10,000	02・12・01	千葉県美浜区磯辺4-1-1	本田 嘉郎	
株式会社アズガーデン			10,000	02・12・29	千葉県美浜区磯辺4-1-1	本田 嘉郎	
この頁の小計			120,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
千葉テクノサービス株式会社			10,000	02・01・28	千葉市若葉区高根町1-40-7	鈴木 康介	
千葉テクノサービス株式会社			10,000	02・03・02	千葉市若葉区高根町1-40-7	鈴木 康介	
千葉テクノサービス株式会社			10,000	02・03・31	千葉市若葉区高根町1-40-7	鈴木 康介	
千葉テクノサービス株式会社			10,000	02・04・28	千葉市若葉区高根町1-40-7	鈴木 康介	
千葉テクノサービス株式会社			10,000	02・05・28	千葉市若葉区高根町1-40-7	鈴木 康介	
千葉テクノサービス株式会社			10,000	02・06・30	千葉市若葉区高根町1-40-7	鈴木 康介	
千葉テクノサービス株式会社			10,000	02・07・30	千葉市若葉区高根町1-40-7	鈴木 康介	
千葉テクノサービス株式会社			10,000	02・08・28	千葉市若葉区高根町1-40-7	鈴木 康介	
千葉テクノサービス株式会社			10,000	02・10・01	千葉市若葉区高根町1-40-7	鈴木 康介	
千葉テクノサービス株式会社			10,000	02・10・28	千葉市若葉区高根町1-40-7	鈴木 康介	
千葉テクノサービス株式会社			10,000	02・12・01	千葉市若葉区高根町1-40-7	鈴木 康介	
千葉テクノサービス株式会社			10,000	02・12・29	千葉市若葉区高根町1-40-7	鈴木 康介	
この頁の小計			120,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
株式会社世広			10,000	02・01・28	千葉県稲毛区長沼原町718-1	鈴木 定徳	
株式会社世広			10,000	02・03・02	千葉県稲毛区長沼原町718-1	鈴木 定徳	
株式会社世広			10,000	02・03・31	千葉県稲毛区長沼原町718-1	鈴木 定徳	
株式会社世広			10,000	02・04・28	千葉県稲毛区長沼原町718-1	鈴木 定徳	
株式会社世広			10,000	02・05・28	千葉県稲毛区長沼原町718-1	鈴木 定徳	
株式会社世広			10,000	02・06・30	千葉県稲毛区長沼原町718-1	鈴木 定徳	
株式会社世広			10,000	02・07・30	千葉県稲毛区長沼原町718-1	鈴木 定徳	
株式会社世広			10,000	02・08・28	千葉県稲毛区長沼原町718-1	鈴木 定徳	
株式会社世広			10,000	02・10・01	千葉県稲毛区長沼原町718-1	鈴木 定徳	
株式会社世広			10,000	02・10・28	千葉県稲毛区長沼原町718-1	鈴木 定徳	
株式会社世広			10,000	02・12・01	千葉県稲毛区長沼原町718-1	鈴木 定徳	
株式会社世広			10,000	02・12・29	千葉県稲毛区長沼原町718-1	鈴木 定徳	
この頁の小計			120,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
株式会社大英設備			10,000	02・01・28	千葉県若葉区愛生町150-2	江花 清雄	
株式会社大英設備			10,000	02・03・02	千葉県若葉区愛生町150-2	江花 清雄	
株式会社大英設備			10,000	02・03・31	千葉県若葉区愛生町150-2	江花 清雄	
株式会社大英設備			10,000	02・04・28	千葉県若葉区愛生町150-2	江花 清雄	
株式会社大英設備			10,000	02・05・28	千葉県若葉区愛生町150-2	江花 清雄	
株式会社大英設備			10,000	02・06・30	千葉県若葉区愛生町150-2	江花 清雄	
株式会社大英設備			10,000	02・07・30	千葉県若葉区愛生町150-2	江花 清雄	
株式会社大英設備			10,000	02・08・28	千葉県若葉区愛生町150-2	江花 清雄	
株式会社大英設備			10,000	02・10・01	千葉県若葉区愛生町150-2	江花 清雄	
株式会社大英設備			10,000	02・10・28	千葉県若葉区愛生町150-2	江花 清雄	
株式会社大英設備			10,000	02・12・01	千葉県若葉区愛生町150-2	江花 清雄	
株式会社大英設備			10,000	02・12・29	千葉県若葉区愛生町150-2	江花 清雄	
この頁の小計			120,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千 円				
株式会社京葉美装			10,000	02・01・28	千葉市中央区椿森2-5-8	国吉 甲晃	
株式会社京葉美装			10,000	02・03・02	千葉市中央区椿森2-5-8	国吉 甲晃	
株式会社京葉美装			10,000	02・03・31	千葉市中央区椿森2-5-8	国吉 甲晃	
株式会社京葉美装			10,000	02・04・28	千葉市中央区椿森2-5-8	国吉 甲晃	
株式会社京葉美装			10,000	02・05・28	千葉市中央区椿森2-5-8	国吉 甲晃	
株式会社京葉美装			10,000	02・06・30	千葉市中央区椿森2-5-8	国吉 甲晃	
株式会社京葉美装			10,000	02・07・30	千葉市中央区椿森2-5-8	国吉 甲晃	
株式会社京葉美装			10,000	02・08・28	千葉市中央区椿森2-5-8	国吉 甲晃	
株式会社京葉美装			10,000	02・10・01	千葉市中央区椿森2-5-8	国吉 甲晃	
株式会社京葉美装			10,000	02・10・28	千葉市中央区椿森2-5-8	国吉 甲晃	
株式会社京葉美装			10,000	02・12・01	千葉市中央区椿森2-5-8	国吉 甲晃	
株式会社京葉美装			10,000	02・12・29	千葉市中央区椿森2-5-8	国吉 甲晃	
この頁の小計			120,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
有限会社ヒトミコーポレーション			10,000	02・01・28	千葉県稲毛区園生町256-13	笠川 ひとみ	
有限会社ヒトミコーポレーション			10,000	02・03・02	千葉県稲毛区園生町256-13	笠川 ひとみ	
有限会社ヒトミコーポレーション			10,000	02・03・31	千葉県稲毛区園生町256-13	笠川 ひとみ	
有限会社ヒトミコーポレーション			10,000	02・04・28	千葉県稲毛区園生町256-13	笠川 ひとみ	
有限会社ヒトミコーポレーション			10,000	02・07・30	千葉県稲毛区園生町256-13	笠川 ひとみ	
有限会社ヒトミコーポレーション			10,000	02・08・28	千葉県稲毛区園生町256-13	笠川 ひとみ	
有限会社ヒトミコーポレーション			10,000	02・10・01	千葉県稲毛区園生町256-13	笠川 ひとみ	
有限会社ヒトミコーポレーション			10,000	02・10・28	千葉県稲毛区園生町256-13	笠川 ひとみ	
有限会社ヒトミコーポレーション			10,000	02・12・01	千葉県稲毛区園生町256-13	笠川 ひとみ	
有限会社ヒトミコーポレーション			10,000	02・12・29	千葉県稲毛区園生町256-13	笠川 ひとみ	
この頁の小計			100,000				
その他の寄附							
合計							

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千 円				
株式会社中村総業			10,000	02・01・28	千葉県若葉区和泉町1800-1	中村 正男	
株式会社中村総業			10,000	02・03・02	千葉県若葉区和泉町1800-1	中村 正男	
株式会社中村総業			10,000	02・03・31	千葉県若葉区和泉町1800-1	中村 正男	
株式会社中村総業			10,000	02・04・28	千葉県若葉区和泉町1800-1	中村 正男	
株式会社中村総業			10,000	02・05・28	千葉県若葉区和泉町1800-1	中村 正男	
株式会社中村総業			10,000	02・06・30	千葉県若葉区和泉町1800-1	中村 正男	
株式会社中村総業			10,000	02・07・30	千葉県若葉区和泉町1800-1	中村 正男	
株式会社中村総業			10,000	02・08・28	千葉県若葉区和泉町1800-1	中村 正男	
株式会社中村総業			10,000	02・10・01	千葉県若葉区和泉町1800-1	中村 正男	
株式会社中村総業			10,000	02・10・28	千葉県若葉区和泉町1800-1	中村 正男	
株式会社中村総業			10,000	02・12・01	千葉県若葉区和泉町1800-1	中村 正男	
株式会社中村総業			10,000	02・12・29	千葉県若葉区和泉町1800-1	中村 正男	
こ の 頁 の 小 計			120,000				
そ の 他 の 寄 附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
株式会社エコライフ			10,000	02・01・28	千葉県稲毛区長沼原町335-1	馬渡 有弘	
株式会社エコライフ			10,000	02・03・02	千葉県稲毛区長沼原町335-1	馬渡 有弘	
株式会社エコライフ			10,000	02・03・31	千葉県稲毛区長沼原町335-1	馬渡 有弘	
株式会社エコライフ			10,000	02・04・28	千葉県稲毛区長沼原町335-1	馬渡 有弘	
株式会社エコライフ			10,000	02・05・28	千葉県稲毛区長沼原町335-1	馬渡 有弘	
株式会社エコライフ			10,000	02・06・30	千葉県稲毛区長沼原町335-1	馬渡 有弘	
株式会社エコライフ			10,000	02・07・30	千葉県稲毛区長沼原町335-1	馬渡 有弘	
株式会社エコライフ			10,000	02・08・28	千葉県稲毛区長沼原町335-1	馬渡 有弘	
株式会社エコライフ			10,000	02・10・01	千葉県稲毛区長沼原町335-1	馬渡 有弘	
株式会社エコライフ			10,000	02・10・28	千葉県稲毛区長沼原町335-1	馬渡 有弘	
株式会社エコライフ			10,000	02・12・01	千葉県稲毛区長沼原町335-1	馬渡 有弘	
株式会社エコライフ			10,000	02・12・29	千葉県稲毛区長沼原町335-1	馬渡 有弘	
この頁の小計			120,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。
 (2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
 (3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千 円				
株式会社SPACER			10,000	02・01・28	東京都中央区日本橋本町3-3-3 1F	松元 裕介	
株式会社SPACER			10,000	02・03・02	東京都中央区日本橋本町3-3-3 1F	松元 裕介	
株式会社SPACER			10,000	02・03・31	東京都中央区日本橋本町3-3-3 1F	松元 裕介	
株式会社SPACER			10,000	02・04・28	東京都中央区日本橋本町3-3-3 1F	松元 裕介	
株式会社SPACER			10,000	02・05・28	東京都中央区日本橋本町3-3-3 1F	松元 裕介	
株式会社SPACER			10,000	02・06・30	東京都中央区日本橋本町3-3-3 1F	松元 裕介	
株式会社SPACER			10,000	02・07・30	東京都中央区日本橋本町3-3-3 1F	松元 裕介	
株式会社SPACER			10,000	02・08・28	東京都中央区日本橋本町3-3-3 1F	松元 裕介	
株式会社SPACER			10,000	02・10・01	東京都中央区日本橋本町3-3-3 1F	松元 裕介	
株式会社SPACER			10,000	02・10・28	東京都中央区日本橋本町3-3-3 1F	松元 裕介	
株式会社SPACER			10,000	02・12・01	東京都中央区日本橋本町3-3-3 1F	松元 裕介	
株式会社SPACER			10,000	02・12・29	東京都中央区日本橋本町3-3-3 1F	松元 裕介	
この頁の小計			120,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
長野建設株式会社			10,000	02・01・28	船橋市前原西2-21-13	川端 創	
長野建設株式会社			10,000	02・03・02	船橋市前原西2-21-13	川端 創	
長野建設株式会社			10,000	02・03・31	船橋市前原西2-21-13	川端 創	
長野建設株式会社			10,000	02・04・28	船橋市前原西2-21-13	川端 創	
長野建設株式会社			10,000	02・05・28	船橋市前原西2-21-13	川端 創	
長野建設株式会社			10,000	02・06・30	船橋市前原西2-21-13	川端 創	
長野建設株式会社			10,000	02・07・30	船橋市前原西2-21-13	川端 創	
長野建設株式会社			10,000	02・08・28	船橋市前原西2-21-13	川端 創	
長野建設株式会社			10,000	02・10・01	船橋市前原西2-21-13	川端 創	
長野建設株式会社			10,000	02・10・28	船橋市前原西2-21-13	川端 創	
長野建設株式会社			10,000	02・12・01	船橋市前原西2-21-13	川端 創	
長野建設株式会社			10,000	02・12・29	船橋市前原西2-21-13	川端 創	
この頁の小計			120,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称	金 額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	十億	百万	千 円				
シンコー株式会社			10,000	02・01・28	千葉市中央区松ヶ丘町20-4	阿部 博文	
シンコー株式会社			10,000	02・03・02	千葉市中央区松ヶ丘町20-4	阿部 博文	
シンコー株式会社			10,000	02・03・31	千葉市中央区松ヶ丘町20-4	阿部 博文	
シンコー株式会社			10,000	02・04・28	千葉市中央区松ヶ丘町20-4	阿部 博文	
シンコー株式会社			10,000	02・05・28	千葉市中央区松ヶ丘町20-4	阿部 博文	
シンコー株式会社			10,000	02・06・30	千葉市中央区松ヶ丘町20-4	阿部 博文	
シンコー株式会社			10,000	02・07・30	千葉市中央区松ヶ丘町20-4	阿部 博文	
シンコー株式会社			10,000	02・08・28	千葉市中央区松ヶ丘町20-4	阿部 博文	
シンコー株式会社			10,000	02・10・01	千葉市中央区松ヶ丘町20-4	阿部 博文	
シンコー株式会社			10,000	02・10・28	千葉市中央区松ヶ丘町20-4	阿部 博文	
シンコー株式会社			10,000	02・12・01	千葉市中央区松ヶ丘町20-4	阿部 博文	
シンコー株式会社			10,000	02・12・29	千葉市中央区松ヶ丘町20-4	阿部 博文	
この頁の小計			120,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合 計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
株式会社ビッグモーターズ			20,000	02・01・28	千葉県花見川区千種町30-3	神田 昇吾	
株式会社ビッグモーターズ			20,000	02・03・02	千葉県花見川区千種町30-3	神田 昇吾	
株式会社ビッグモーターズ			20,000	02・03・31	千葉県花見川区千種町30-3	神田 昇吾	
株式会社ビッグモーターズ			20,000	02・04・28	千葉県花見川区千種町30-3	神田 昇吾	
株式会社ビッグモーターズ			20,000	02・05・28	千葉県花見川区千種町30-3	神田 昇吾	
株式会社ビッグモーターズ			20,000	02・06・30	千葉県花見川区千種町30-3	神田 昇吾	
株式会社ビッグモーターズ			20,000	02・07・30	千葉県花見川区千種町30-3	神田 昇吾	
株式会社ビッグモーターズ			20,000	02・08・28	千葉県花見川区千種町30-3	神田 昇吾	
株式会社ビッグモーターズ			20,000	02・10・01	千葉県花見川区千種町30-3	神田 昇吾	
株式会社ビッグモーターズ			20,000	02・10・28	千葉県花見川区千種町30-3	神田 昇吾	
株式会社ビッグモーターズ			20,000	02・12・01	千葉県花見川区千種町30-3	神田 昇吾	
株式会社ビッグモーターズ			20,000	02・12・29	千葉県花見川区千種町30-3	神田 昇吾	
この頁の小計			240,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
株式会社グリーンタワー			20,000	02・01・28	千葉県美浜区ひび野2-10-3	林 威樹	
株式会社グリーンタワー			20,000	02・03・02	千葉県美浜区ひび野2-10-3	林 威樹	
株式会社グリーンタワー			20,000	02・03・31	千葉県美浜区ひび野2-10-3	林 威樹	
株式会社グリーンタワー			20,000	02・04・28	千葉県美浜区ひび野2-10-3	林 威樹	
株式会社グリーンタワー			20,000	02・05・28	千葉県美浜区ひび野2-10-3	林 威樹	
株式会社グリーンタワー			20,000	02・06・30	千葉県美浜区ひび野2-10-3	林 威樹	
株式会社グリーンタワー			20,000	02・07・30	千葉県美浜区ひび野2-10-3	林 威樹	
株式会社グリーンタワー			20,000	02・08・28	千葉県美浜区ひび野2-10-3	林 威樹	
株式会社グリーンタワー			20,000	02・10・01	千葉県美浜区ひび野2-10-3	林 威樹	
株式会社グリーンタワー			20,000	02・10・28	千葉県美浜区ひび野2-10-3	林 威樹	
株式会社グリーンタワー			20,000	02・12・01	千葉県美浜区ひび野2-10-3	林 威樹	
株式会社グリーンタワー			20,000	02・12・29	千葉県美浜区ひび野2-10-3	林 威樹	
この頁の小計			240,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
株式会社丸鈴			10,000	02・01・28	千葉市中央区弁天4-11-3	鈴木 章浩	
株式会社丸鈴			10,000	02・03・02	千葉市中央区弁天4-11-3	鈴木 章浩	
株式会社丸鈴			10,000	02・03・31	千葉市中央区弁天4-11-3	〃	
株式会社丸鈴			10,000	02・04・28	千葉市中央区弁天4-11-3	〃	
株式会社丸鈴			10,000	02・05・28	千葉市中央区弁天4-11-3	〃	
株式会社丸鈴			10,000	02・06・30	千葉市中央区弁天4-11-3	〃	
株式会社丸鈴			10,000	02・07・30	千葉市中央区弁天4-11-3	〃	
株式会社丸鈴			10,000	02・08・28	千葉市中央区弁天4-11-3	〃	
株式会社丸鈴			10,000	02・10・01	千葉市中央区弁天4-11-3	〃	
株式会社丸鈴			10,000	02・10・28	千葉市中央区弁天4-11-3	〃	
株式会社丸鈴			10,000	02・12・01	千葉市中央区弁天4-11-3	〃	
株式会社丸鈴			10,000	02・12・29	千葉市中央区弁天4-11-3	〃	
この頁の小計			120,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
株式会社さんひで			10,000	02・01・28	千葉県美浜区高浜2-2-1	雨宮 厚美	
株式会社さんひで			10,000	02・03・02	千葉県美浜区高浜2-2-1	雨宮 厚美	
株式会社さんひで			10,000	02・03・31	千葉県美浜区高浜2-2-1	雨宮 厚美	
株式会社さんひで			10,000	02・04・28	千葉県美浜区高浜2-2-1	雨宮 厚美	
株式会社さんひで			10,000	02・05・28	千葉県美浜区高浜2-2-1	雨宮 厚美	
株式会社さんひで			10,000	02・06・30	千葉県美浜区高浜2-2-1	雨宮 厚美	
株式会社さんひで			10,000	02・07・30	千葉県美浜区高浜2-2-1	雨宮 厚美	
株式会社さんひで			10,000	02・08・28	千葉県美浜区高浜2-2-1	雨宮 厚美	
株式会社さんひで			10,000	02・10・01	千葉県美浜区高浜2-2-1	雨宮 厚美	
株式会社さんひで			10,000	02・10・28	千葉県美浜区高浜2-2-1	雨宮 厚美	
株式会社さんひで			10,000	02・12・01	千葉県美浜区高浜2-2-1	雨宮 厚美	
株式会社さんひで			10,000	02・12・29	千葉県美浜区高浜2-2-1	雨宮 厚美	
この頁の小計			120,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千 円				
株式会社加藤岡昌弘商店			10,000	02・01・28	大網白里市北今泉3696-105	加藤岡 達弘	
株式会社加藤岡昌弘商店			10,000	02・03・02	大網白里市北今泉3696-105	加藤岡 達弘	
株式会社加藤岡昌弘商店			10,000	02・03・31	大網白里市北今泉3696-105	加藤岡 達弘	
株式会社加藤岡昌弘商店			10,000	02・04・28	大網白里市北今泉3696-105	加藤岡 達弘	
株式会社加藤岡昌弘商店			10,000	02・05・28	大網白里市北今泉3696-105	加藤岡 達弘	
株式会社加藤岡昌弘商店			10,000	02・06・30	大網白里市北今泉3696-105	加藤岡 達弘	
株式会社加藤岡昌弘商店			10,000	02・07・30	大網白里市北今泉3696-105	加藤岡 達弘	
株式会社加藤岡昌弘商店			10,000	02・08・28	大網白里市北今泉3696-105	加藤岡 達弘	
株式会社加藤岡昌弘商店			10,000	02・10・01	大網白里市北今泉3696-105	加藤岡 達弘	
株式会社加藤岡昌弘商店			10,000	02・10・28	大網白里市北今泉3696-105	加藤岡 達弘	
株式会社加藤岡昌弘商店			10,000	02・12・01	大網白里市北今泉3696-105	加藤岡 達弘	
株式会社加藤岡昌弘商店			10,000	02・12・29	大網白里市北今泉3696-105	加藤岡 達弘	
この頁の小計			120,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
有限会社生鮮食品サービス			10,000	02・01・28	千葉市中央区宮崎1-12-12	小野寺 秀策	
有限会社生鮮食品サービス			10,000	02・03・02	千葉市中央区宮崎1-12-12	小野寺 秀策	
有限会社生鮮食品サービス			10,000	02・03・31	千葉市中央区宮崎1-12-12	小野寺 秀策	
有限会社生鮮食品サービス			10,000	02・04・28	千葉市中央区宮崎1-12-12	小野寺 秀策	
有限会社生鮮食品サービス			10,000	02・05・28	千葉市中央区宮崎1-12-12	小野寺 秀策	
有限会社生鮮食品サービス			10,000	02・06・30	千葉市中央区宮崎1-12-12	小野寺 秀策	
有限会社生鮮食品サービス			10,000	02・07・30	千葉市中央区宮崎1-12-12	小野寺 秀策	
有限会社生鮮食品サービス			10,000	02・08・28	千葉市中央区宮崎1-12-12	小野寺 秀策	
有限会社生鮮食品サービス			10,000	02・10・01	千葉市中央区宮崎1-12-12	小野寺 秀策	
有限会社生鮮食品サービス			10,000	02・10・28	千葉市中央区宮崎1-12-12	小野寺 秀策	
有限会社生鮮食品サービス			10,000	02・12・01	千葉市中央区宮崎1-12-12	小野寺 秀策	
有限会社生鮮食品サービス			10,000	02・12・29	千葉市中央区宮崎1-12-12	小野寺 秀策	
この頁の小計			120,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
信濃商事株式会社			10,000	02・01・28	千葉市中央区椿森1-8-6	小口 愛子	
信濃商事株式会社			10,000	02・03・02	千葉市中央区椿森1-8-6	小口 愛子	
信濃商事株式会社			10,000	02・03・31	千葉市中央区椿森1-8-6	小口 愛子	
信濃商事株式会社			10,000	02・04・28	千葉市中央区椿森1-8-6	小口 愛子	
信濃商事株式会社			10,000	02・05・28	千葉市中央区椿森1-8-6	小口 愛子	
信濃商事株式会社			10,000	02・06・30	千葉市中央区椿森1-8-6	小口 愛子	
信濃商事株式会社			10,000	02・07・30	千葉市中央区椿森1-8-6	小口 愛子	
信濃商事株式会社			10,000	02・08・28	千葉市中央区椿森1-8-6	小口 愛子	
信濃商事株式会社			10,000	02・10・01	千葉市中央区椿森1-8-6	小口 愛子	
信濃商事株式会社			10,000	02・10・28	千葉市中央区椿森1-8-6	小口 愛子	
信濃商事株式会社			10,000	02・12・01	千葉市中央区椿森1-8-6	小口 愛子	
信濃商事株式会社			10,000	02・12・29	千葉市中央区椿森1-8-6	小口 愛子	
この頁の小計			120,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千 円				
SHコーポレーション株式会社			10,000	02・01・28	千葉市中央区中央1-11 7F	野津 判仁	
SHコーポレーション株式会社			10,000	02・03・02	千葉市中央区中央1-11 7F	野津 判仁	
SHコーポレーション株式会社			10,000	02・03・31	千葉市中央区中央1-11 7F	野津 判仁	
SHコーポレーション株式会社			10,000	02・04・28	千葉市中央区中央1-11 7F	野津 判仁	
SHコーポレーション株式会社			10,000	02・05・28	千葉市中央区中央1-11 7F	野津 判仁	
SHコーポレーション株式会社			10,000	02・06・30	千葉市中央区中央1-11 7F	野津 判仁	
SHコーポレーション株式会社			10,000	02・07・30	千葉市中央区中央1-11 7F	野津 判仁	
SHコーポレーション株式会社			10,000	02・08・28	千葉市中央区中央1-11 7F	野津 判仁	
SHコーポレーション株式会社			10,000	02・10・01	千葉市中央区中央1-11 7F	野津 判仁	
SHコーポレーション株式会社			10,000	02・10・28	千葉市中央区中央1-11 7F	野津 判仁	
SHコーポレーション株式会社			10,000	02・12・01	千葉市中央区中央1-11 7F	野津 判仁	
SHコーポレーション株式会社			10,000	02・12・29	千葉市中央区中央1-11 7F	野津 判仁	
この頁の小計			120,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
株式会社橋本商会			10,000	02・01・28	京都府京都市伏見区羽東師志水町152-3	橋本 博文	
株式会社橋本商会			10,000	02・03・02	京都府京都市伏見区羽東師志水町152-3	橋本 博文	
株式会社橋本商会			10,000	02・03・31	京都府京都市伏見区羽東師志水町152-3	橋本 博文	
株式会社橋本商会			10,000	02・04・28	京都府京都市伏見区羽東師志水町152-3	橋本 博文	
株式会社橋本商会			10,000	02・05・28	京都府京都市伏見区羽東師志水町152-3	橋本 博文	
株式会社橋本商会			10,000	02・06・30	京都府京都市伏見区羽東師志水町152-3	橋本 博文	
株式会社橋本商会			10,000	02・07・30	京都府京都市伏見区羽東師志水町152-3	橋本 博文	
株式会社橋本商会			10,000	02・08・28	京都府京都市伏見区羽東師志水町152-3	橋本 博文	
株式会社橋本商会			10,000	02・10・01	京都府京都市伏見区羽東師志水町152-3	橋本 博文	
株式会社橋本商会			10,000	02・10・28	京都府京都市伏見区羽東師志水町152-3	橋本 博文	
株式会社橋本商会			10,000	02・12・01	京都府京都市伏見区羽東師志水町152-3	橋本 博文	
株式会社橋本商会			10,000	02・12・29	京都府京都市伏見区羽東師志水町152-3	橋本 博文	
この頁の小計			120,000				
その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千円				
株式会社千興商事			10,000	02・01・28	千葉県若葉区千城台南4-11-15	中村 賢司	
株式会社千興商事			10,000	02・03・02	千葉県若葉区千城台南4-11-15	中村 賢司	
株式会社千興商事			10,000	02・03・31	千葉県若葉区千城台南4-11-15	中村 賢司	
株式会社千興商事			10,000	02・04・28	千葉県若葉区千城台南4-11-15	中村 賢司	
株式会社千興商事			10,000	02・05・28	千葉県若葉区千城台南4-11-15	中村 賢司	
株式会社千興商事			10,000	02・06・30	千葉県若葉区千城台南4-11-15	中村 賢司	
株式会社千興商事			10,000	02・07・30	千葉県若葉区千城台南4-11-15	中村 賢司	
株式会社千興商事			10,000	02・08・28	千葉県若葉区千城台南4-11-15	中村 賢司	
株式会社千興商事			10,000	02・10・01	千葉県若葉区千城台南4-11-15	中村 賢司	
株式会社千興商事			10,000	02・10・28	千葉県若葉区千城台南4-11-15	中村 賢司	
株式会社千興商事			10,000	02・12・01	千葉県若葉区千城台南4-11-15	中村 賢司	
株式会社千興商事			10,000	02・12・29	千葉県若葉区千城台南4-11-15	中村 賢司	
この頁の小計			120,000				
その他の寄附			40,000				→ ※ 下記注意(2)参照。
合計			5,360,000				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3)寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に上場・外資50%超と記載すること。

(その7-3) 政治団体

(7) 寄附の内訳 (政治団体)					寄附者の区分	政治団体		
団体の名称	金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計								
その他の寄附				4,000	→ ※ 下記注意(2)参照。			
合計				4,000	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)本部または支部から受けた交付金は、表(その5)へ記載し、本表には計上しないこと。
 (2)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して、「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表										
項 目		金 額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出				備 考
		十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
1	経 常 経 費									
	(1) 人 件 費		1,760,000							
	(2) 光 熱 水 費			0						
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費			69,210						
	(4) 事 務 所 費			66,436						
	小 計 ((1)~(4))		1,895,646							
2	政 治 活 動 費									
	(1) 組 織 活 動 費		3,648,332							
	(2) 選 挙 関 係 費			240,000						
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※			454,245						
(内訳)	ア 機関紙誌の発行事業費			0						
	イ 宣伝事業費			0						
	ウ 政治資金パーティー開催事業費			0						
	エ その他の事業費			454,245						
	(4) 調 査 研 究 費			143,550						
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金			0						
	(6) そ の 他 の 経 費			120,615						
	小 計 ((1)~(6))		4,606,742							うち本部・支部間の交付金合計 円
	合 計		6,502,388							←1の小計と2の小計の合計を記載すること。

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	必要
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要	

「コピー機により複写した領収書の写し」が必要

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(渉外・交際費)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計								
その他の支出								
合計								

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input checked="" type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(陣中見舞い等)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計								
その他の支出								
合計								

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input checked="" type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(行事費)			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考		
千正会懇親会費	十億	百万	千	円	02・11・02	株式会社グリーンタワー	千葉市美浜区ひび野2-10-3	
千正会懇親会景品代					02・10・30	株式会社ミスターマックス千葉美浜店	千葉市美浜区新港32-11	
この頁の小計			433	044				
その他の支出			21	201				
合計			454	245				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）

(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)						項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費	<input type="checkbox"/> 2 選挙関係費	<input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費	<input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費	<input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費		<input checked="" type="checkbox"/> 7 調査研究費	<input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)		支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)		備考
	十億	百万	千	円						
この頁の小計										
その他の支出						143,550				
合計						143,550				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
- ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注意 (1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

(その20)

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 領収書等の写し
- 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 / 月 6 日

政治団体の名称 自由民主党千葉県千葉市美浜区第一支部

会計責任者の氏名 櫻木 英一郎



(以下は解散届提出時のみ記入)

(代 表 者 の 氏 名

印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要